

## 鳥取県国民保護計画（変更案）に対するパブリックコメントの実施結果等について

平成29年5月19日

危機対策・情報課

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第34条に基づき作成している「鳥取県国民保護計画」の変更案（以下「計画（変更案）」という。）に対するパブリックコメントを実施した結果等は次のとおりです。

### 1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 実施期間 平成29年4月24日（月）～5月8日（月）
- (2) 閲覧方法 県の7庁舎（本庁、東部、八頭、中部、西部、日野、図書館）及び全19市町村での閲覧、県ホームページへの掲載
- (3) 応募方法 電子メール、ホームページ応募フォーム、郵送、ファクシミリ、意見箱への投函
- (4) その他 5月2日（火）の日本海新聞に意見募集広告を掲載

### 2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 応募意見の件数 10件（4名）
- (2) 主な応募意見の内容とそれに対する県の考え方  
関係機関と連携した対応を望む意見等が寄せられた（「計画（変更案）」に盛り込みの内容）。  
また、国民保護計画の対象事態に至らない段階での早めの対応を望む意見が寄せられた（その段階では、鳥取県危機管理対応指針で対応する）。

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛り込み（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な応募意見の内容	主な応募意見に対する県の考え方	対応※
計画全般	もっと詳しく教えてほしい。	御意見をいただいた方に、計画（変更案）の概要等をお伝えするとともに、不明な点はお問い合わせいただくようお願いしました。	－
	県の組織名の変更や団体名の変更については、分かった時点で随時、改正すべきではないか。	御意見のとおりですので、極力速やかな対応に努めてまいります。なお、組織名等の変更については、それらを反映した暫定的な計画を作成し、訓練実施などを通じて、的確に対応できるよう努めています。	－
情報伝達	住民への情報提供手段として、テレビ、ラジオ等の放送局に一報を入れ、県民に情報伝達すべき。	計画（変更案）では、県から指定地方公共機関等である放送事業者に対して、警報及び避難の指示を放送するよう要請することとしています。	○
	あんしんトリピーメールを活用して、県民に情報を提供していくべき。	計画（変更案）では、あんしんトリピーメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、緊急速報（エリア）メール等、多様な手段を用いて住民に伝えることとしています。	○
関係機関との連携	県域を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事等に事務を委託する際、県民がどこの県に避難したのか等連携して対応すべき。	計画（変更案）では、住民避難を含む国民保護措置を実施するに当たっては、国及び関係機関と密接に連携等しながら進める方針としていますので、県域を越えて避難が必要になった場合は、避難先の都道府県及び市町村等と連携して対応します。	○
	中国地方はもちろんだが、兵庫県、関西広域連合、四国地方と災害時応援協定を締結してほしい。	計画（変更案）では、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結ぶとしており、御意見のあった中国地方、中国・四国地方、関西広域連合（構成県に兵庫県を含む）に加え、全国の都道府県と国民保護措置も対象に含めた災害時応援協定等を締結済みです。	○

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な応募意見の内容	主な応募意見に対する県の考え方	対応※
武力攻撃 原子力災害	地域防災計画（原子力災害対策編）で、緊急時モニタリングの実施と安定ヨウ素剤の予防服用を行ってもよいのではないかと。	計画（変更案）では、武力攻撃原子力災害の場合は、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、モニタリングや安定ヨウ素剤の予防服用等を行うこととしています。	○
ミサイル 攻撃	弾道ミサイル等が発射された場合に、どういう行動を取ればよいのか県民に周知してほしい。	計画（変更案）では、弾道ミサイルが日本に落下する可能性があるかと判断した場合、屋内避難の呼びかけを行うこととしています。 なお、弾道ミサイル落下時の行動について、本年4月に内閣官房が公表しており、本県では県ホームページに掲載し、あんしんトリピーメールで情報提供するとともに、市町村等に対して住民への周知を依頼するなどして周知に努めています。	○
	ミサイル発射の兆候が見られた時に避難に着手するのは当然だが、それでもまだ遅いと思う。日本国と米国がA国に侵略されたB国を支援するため、米子空港・鳥取空港・境港・鳥取港などを使用する計画が具体化した時点で、それらの空港・港湾の周辺の住民を避難させるべきである。その際、弓浜半島の狭さに起因する渋滞発生リスクを予め考慮し、米子空港・境港の住民の避難には早めに着手すべき。	御意見の状況では、国民保護計画が対象とする事態には至らないと考えられます。 本県では、それまでの間、鳥取県危機管理対応指針（以下「指針」という。）に基づいて対応するとしており、今般のミサイル発射事案（失敗を含む）に当たっても、指針に基づき、県関係者、自衛隊、警察等が出席した情報連絡会議等を開催するなど、態勢を強化し、必要な対応を確認しています。本県に影響が及ぶ可能性が懸念される場合は、御意見の内容も含め、防災関係機関と連携しながら、必要に応じて早めの対応に努めていきます。 また、弓浜半島の渋滞発生リスクについては、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）でも、既にそのような試算結果も出ており、避難手段については、道路を基本に、鉄道、海路、空路等を補完的手段に加えるとともに、警察等と連携しながら必要な交通規制や誘導を行うなど、その時点で最適な避難方法等を決定します。	－
警備態勢	日本国と米国がA国に侵略されたB国を支援する行動に対する妨害・攪乱のため、A国の特殊部隊が鳥取県の砂浜海岸に上陸することも考えられる。そのような事態が考えられる場合、わが県の砂浜海岸（磯に囲まれた小さな砂浜海岸を含む）に対する、県警・海保・自衛隊合同のパトロールを強化すると共に、海岸部住民への早めの避難準備を呼び掛けるべき。		－

### 3 計画策定経緯及び今後のスケジュール（予定）

平成17年7月	鳥取県国民保護計画作成
平成22年7月	鳥取県国民保護計画変更
平成29年4月24日	パブリックコメントの実施（～5月8日）
5月下旬	鳥取県国民保護協議会の開催（計画変更案の諮問）
6月	国への計画変更協議